

障害基礎年金 手続きのご案内（令和3年度）

◆障害年金とは

病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、受け取ることができる年金です。年金を受け取るには、障害の程度が国の定める認定基準以上であることや、年金保険料の納付要件を満たしていることなどの条件があります。

まずはご相談ください

相談先が不明の場合は区役所国民年金係へお問合せ下さい

1 障害年金の相談・請求窓口について

手続きをする上で、重要になるのが「初診日」です。初診日（障害の元となった病気やけがについて、初めて医療機関を受診した日）がいつであったかで、下記のとおり相談窓口や請求の方法が異なります。

年金の種類	初診日における加入状況	相談・請求窓口
障害基礎年金	20歳前（公的年金未加入）	区役所（第2庁舎24番）国民年金係 年金事務所
	国民年金第1号加入中	
	60歳以上65歳未満	
	国民年金第3号加入中	年金事務所
障害厚生年金	厚生年金加入中	各共済組合
	共済組合加入中	

◎区役所 国民年金係でご相談される場合

- ・ご本人以外の別世帯のご親族または第三者の方がご相談される際は、委任状が必要です。

※相談にはお時間がかかりますので、時間に余裕を持って午後3時半頃までにご来庁ください。
事前に電話でご予約頂くと、当日の案内がスムーズです。電話番号は裏面をご覧ください。

【持ち物】窓口にいらっしゃる方の本人確認ができる物（運転免許証・マイナンバーカード等）
障害者手帳（お持ちの場合）・今までの病歴をまとめたメモ など

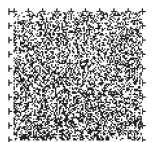
2 令和3年度 障害基礎年金の等級と支給金額(年額)について

【支給金額】1級 976,125円 2級 780,900円

【子の加算】1・2人目（1人につき224,700円） 3人目以降（1人につき 74,900円）

3 障害基礎年金の請求ができる時期について

- ① 原則として、初診日から1年6ヶ月を経過した日のことを障害認定日といい、障害認定日以降から請求ができるようになります。ただし、初診日から1年6ヶ月を経過した日が20歳の誕生日の前日より前にある場合は、20歳のお誕生日の前日が障害認定日となります。また、障害の内容によっては、1年6ヶ月を待たずに請求できる場合もあります。ご相談ください。
- ② 請求書・診断書等の用紙は、診断書等の取得時期の誤りを防ぐために、障害認定日を目安にお渡ししています。ただし、初診日が20歳前の場合は、20歳の誕生日の前日より起算して3ヶ月前を目安にお渡ししています。用紙交付時に書き方等詳しくご案内させていただきます。できるだけ窓口にお越しいただくことをお願いしております。



4 障害基礎年金の請求方法(認定日請求・事後重症請求)について



① 認定日請求(認定日の翌月から支給開始となり、最大5年分まで遡及あり)

- ・障害認定日以後3ヵ月(20歳前に初診日がある場合は障害認定日前後3ヵ月)の期間内に受診があり、診断書が作成できる場合

この場合は、障害認定日による請求をすることができます。なお、障害認定日から1年以上経過してから請求に至る場合は、障害認定日時点での診断書と請求する時点での診断書の2通必要となります。

② 事後重症請求(請求した月の翌月分からの支給となります。)

- ・障害認定日の時点で障害の程度が認定基準に該当せず、その後症状が重くなった場合
- ・障害認定日の時点で受診が無かったり、受診していたが診断書を作成できなかった(カルテが無かったり、医療機関が廃院している等)場合

この場合は、現在の症状での判定を受けることができます。ただし、「初診日」の確認がとれた上で、65歳の誕生日の前々日(2日前)までに請求することが条件です。

5 障害の程度について

障害基礎年金の等級は、提出された書類(医師が作成した年金用の診断書等)により審査されます。そのため、障害者手帳や愛の手帳等の等級とは必ずしも一致しません。

◆障害基礎年金の等級の目安は以下のとおりです。

1級 他人の介助を受けなければ日常生活を送れない程度

2級 必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難もしくは著しい制限を受ける程度

※同じ障害でも個々のケースによって審査の結果は必ずしも同じではありません。

請求者本人の症状が障害基礎年金の等級に該当する程度かどうかについては、医療機関の主治医に事前にご相談いただくことをお勧めします。



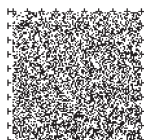
6 納付要件(年金保険料を納付した期間)について

初診日が20歳を超えている場合は、以下の2つのうちいずれかの要件を満たしていることが必要です。なお、初診日以後の後納分は納付要件に算入できません。

- 初診日の前日の時点で
1. 国民年金および厚生年金の保険料納付済期間・免除期間の合計が、初診日のある月の前々月までの被保険者期間の2/3以上あること
 2. 初診日のある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がないこと

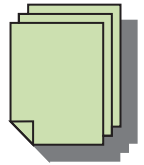
7 手続きの流れについて(書類の交付から申請まで)

- ① 初診日、障害の状態、病歴を伺います。
※請求できる時期や納付要件の確認を行うにあたり、初診日の特定が必要になります。
- ② 納付要件の確認をします。
- ③ 年金用の診断書などの必要書類をお渡しします。
- ④ 医療機関を受診し、診断書を作成してもらいます。
- ⑤ 診断書以外の必要書類も整ったら、窓口で申請します。



【障害基礎年金請求時の必要書類の例】（必要書類の交付の際、詳細のご案内をします。）

- 年金請求書(国民年金障害基礎年金)
 - 診断書（障害基礎年金請求用の書式のもの）
 - 受診状況等証明書（初診日の証明）
 - 病歴・就労状況等申立書（発病から現在までの病歴の経過を、ご本人やご家族等に作成いただきます。）
 - 請求者ご本人名義の預貯金通帳
 - 障害者手帳等（お持ちの場合）
 - ア）世帯全員の住民票（本籍・続柄の記載があるもの）
イ）住民税（非）課税証明書
- アとイの証明書取得時に使用目的は「年金請求用」であることを申し出てください。（世田谷区の場合、証明書発行手数料は免除となります。）マイナンバーカードご提示により省略できる場合があります。
- 必要に応じて戸籍謄本や戸籍抄本等をご提出いただく場合があります。



〜〜 以下は、障害基礎年金請求手続き後のご案内です。

8 審査・決定について(結果が届くまで)

- 区で受理された請求書一式は、日本年金機構の審査機関に送付され審査・決定されます。
- ※審査にはおおむね3ヶ月ほどかかります。書類の不備等で書類の返戻がされることもあり、その場合は通常より時間が掛かります。
- 審査結果について、日本年金機構より「年金証書・年金決定通知書」が郵送されます。支給の対象にならない場合は「不支給決定通知書」が届きます。

9 年金の振込みについて

年金の審査結果が届いたあと、「年金振込通知書」がご自宅に届きます。
年金の振込日・振込内容が記載されています。（年金は偶数月に2か月分振込まれます。）

10 国民年金保険料の法定免除（※詳細は年金事務所でご確認ください。）

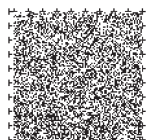
障害基礎年金の1級または2級に該当している間の国民年金保険料について、「法定免除」の申請を行うと保険料が全額免除になります。「法定免除」の申請手続きは障害基礎年金受給決定後に行えます。

11 障害基礎年金の更新手続き

個々人の障害の状態により、1年～5年ごとに再認定の「障害状態確認届（診断書）」の提出が必要となる場合があります。提出が遅れますと、年金支給が停止される場合があります。

12 障害基礎年金の支給停止

- 20歳前に初診日がある障害の場合は、本人の所得による支給の制限があります。また、国外居住・刑事施設収容中は年金の支給が停止されます。
- 国民年金は、「1人1年金制」が原則のため、障害基礎年金と他の基礎年金（老齢基礎年金・遺族基礎年金）を同時に受給することはできません。



特別障害給付金について

特別障害給付金の対象者は、障害の初診日が以下のいずれかの期間にあり、なおかつその期間内に国民年金に任意加入していなかった方で、障害基礎年金1級もしくは2級に相当する障害に該当し、日本国内に居住している方です。ただし、請求できる期限は65歳の誕生日の前々日（2日前）までとなっています。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者であった被用者等の配偶者

* 障害基礎年金・障害厚生年金・障害共済年金等を受給することができる方は対象になりません。

* 本人が老齢年金受給中、本人所得が一定額以上ある場合は、支給調整（または停止）される場合があります。

【支給額】令和3年度（月額）

1級 52,450円 2級 41,960円

請求手続きは区役所国民年金係が窓口となります。手続き方法や流れは障害基礎年金に準じて行いますが、障害基礎年金とは別の種類の給付金となるため、請求等について別途ご案内となる場合があります。

◆障害基礎年金請求手続きを進めるにあたっては、個別にご相談を受け、詳細な条件について検討しながら、ご案内しております。

それぞれのケースで、障害や症状の事例が異なるため、手続きの進め方が異なります。また、障害の状態や病歴の内容を詳しくお聞き取りする必要があるため、相談に時間を要します。

必要書類を準備するために、医療機関や区役所に何度か行き来していただいたり、電話で問い合わせをさせていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

相談窓口



【障害基礎年金制度全般・ご相談や申請】

日本年金機構 世田谷年金事務所

〒158-8515

世田谷区玉川2-21-1 二子玉川ライズ・オフィス10階

電話：6880-3456（代表）※自動音声の案内に従って、1→2番を押してください

相談予約電話：6880-3499

FAX：6880-3490

【障害基礎年金のご相談や申請】

世田谷区役所 国民年金係（障害基礎年金担当）

〒154-8504

世田谷区世田谷4-21-27 第2庁舎2階24番窓口

電話：5432-2362・2363（直通）

FAX：5432-3051

